

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対して令和3年度の「固定資産税・都市計画税」の軽減措置を行います

浜松市財務部資産税課

<対象者>

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年の同時期の事業収入と比較して30%以上減少している中小事業者等

※ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等の要件を満たす必要があります。

詳細はホームページをご覧ください

<軽減割合>

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減割合
50%以上減少	全額
30%以上 50%未満	2分の1

<対象資産>

償却資産と事業用家屋（居住用の家屋は対象外）

<申告期間>

令和3年1月4日～令和3年2月1日（申告期限）

※ 申告期限を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けられなくなります

<提出書類>

「特例申告書」、「収入が減少したことを証する書類（写）」、「特例対象資産一覧」等

※ 申告に当たっては、認定経営革新等支援機関等（税理士、商工会議所等）の確認が必要です（特例申告書に同確認欄があります）

詳細はホームページをご覧ください

ホームページ URL

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shisanze/bid/shingatakorona.html>